

平成22年第1回定例会 生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第106号
　　広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて ······ 1

【請願説明】

3. 津市美杉町竹原字見栗地内における
　　産業廃棄物中間処理施設設置許可申請に対し
　　県の慎重な取扱を求める請願の処理経過について ······ 5

【所管事項説明】

4. 「県政報告書（案）」について
　　・当部主担当重点的な取組 ······ (別冊1)
　　・当部主担当施策 ······ (別冊2)
5. RDF焼却・発電事業 ······ 7
6. 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況 ······ 15
7. 産業廃棄物の不適正処理事案 ······ 17
8. アスベスト廃棄物処理施設整備事業の廃止 ······ 23
9. 県産材の利用 ······ 25
10. 生物多様性の保全に向けた新たな取組 ······ 28
11. 審議会等の審議状況 ······ 31

平成22年6月22日
環境森林部

1. 議案第 106 号 広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて

1 南部広域圏広域的水道整備計画の改定理由

南部広域圏広域的水道整備計画は、南勢志摩及び東紀州地域を計画区域として、水道法第 5 条の 2 の規定に基づき、関係市町との協議及び県議会の同意を得て平成元年 3 月に県が策定しました。

近年の社会経済状況の変化にともなう水需要にあわせた広域的水道整備計画について、南部広域圏の 16 市町から改定の要請（H21. 3. 24）があったことから、本計画の改定を行うものです。

2 南部広域圏広域的水道整備計画の概要（改定後）

（1）水道の広域的な整備に関する基本方針

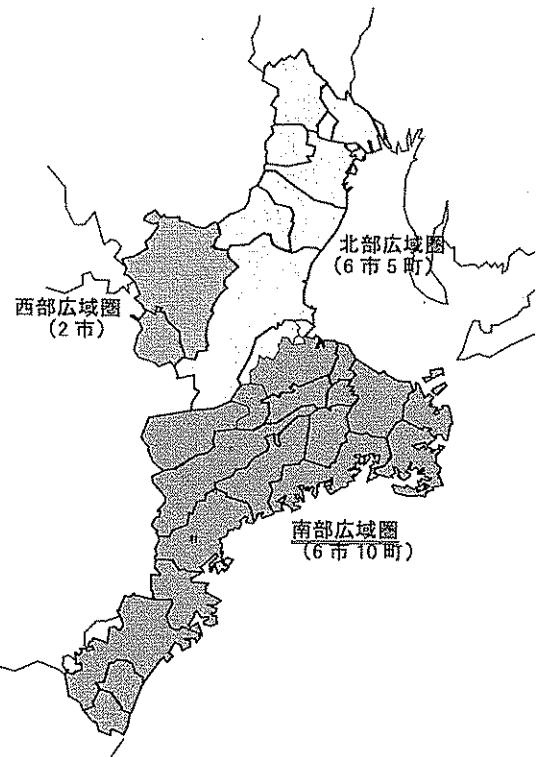
平成 32 年度を目標年度として、計画区域における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水の利用を図り将来にわたる水道水の安定供給及び水質の安全性を確保する体制の確立を目指します。

（2）広域的水道整備計画の区域に関する事項

計画区域は、松阪市以南の 16 市町とし、この区域における平成 32 年度の水需給計画を定めます。

南部広域圏（16 市町）
松阪市、伊勢市、鳥羽市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

※施設整備の関係から松阪市のうち旧嬉野町、旧三雲町は北部広域圏に属する。



（3）計画区域に係る根幹的水道施設の配置その他水道の広域的な整備に関する基本的事項

計画区域の水需要に対応するため、南勢志摩水道用水供給事業を根幹的水道施設として配置し、市町の水道事業においては、現在の形態から段階を経て広域的な水道への整備を図ります。

< 参考 >

南部広域圏の水需給計画の見直し

		既 計 画	変 更 計 画
目標 年 度		平成 17 年度	平成 32 年度
給 水 人 口		671 千人	489 千人
需 要 水 量		486 千m ³ /日	288 千m ³ /日
供 給 能 力	市町自己水源	323 千m ³ /日	252 千m ³ /日
	県 営 水 道	169 千m ³ /日	139 千m ³ /日

南勢志摩水道用水供給事業計画の計画給水量

	既 設	変 更	増 減
計画給水量 (m ³ /日)	169,150m ³ /日	139,850m ³ /日	△29,300m ³ /日
南勢系	138,150m ³ /日	139,850m ³ /日	1,700m ³ /日
志摩系	31,000m ³ /日	— (志摩市一元化予定)	△31,000m ³ /日

南勢志摩水道用水供給事業 市町別給水量内訳 (m³/日)

市 町 名	既 計 画 給 水 量	変 更 計 画 給 水 量
松阪市	61,000	61,000
伊勢市	37,300	37,300
鳥羽市	20,000	20,000
多気町	6,050	6,050
明和町	2,800	2,800
大台町	—	1,700
玉城町	500	500
度会町	500	500
志摩市	41,000	10,000
合計	169,150	139,850

3. 津市美杉町竹原字見栗地内における産業廃棄物中間処理施設

設置許可申請に対し県の慎重な取扱を求める請願の処理経過について

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成20年 第1回定例会	請願 第25号	<p>津市美杉町竹原字見栗地内における産業廃棄物中間処理施設設置許可申請に対し県の慎重な取扱を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>株式会社村上興産開発は、津市美杉町竹原字見栗3920番地において、産業廃棄物中間処理施設を計画している。</p> <p>中間処理施設は約2,900m²であるが、株式会社村上興産開発と代表取締役が同一の株式会社白鳥商事が計画地を含め約47haの土地を所有しており、同社の土地が全て産業廃棄物施設になるとの疑惑を抱いている。</p> <p>当該計画地は川井谷川の源流に位置し、下流の宝生地区及び中野地区住民は飲料水、生活用水、農業用水に利用しており、住民のライフラインの最も重要なものとなっている。</p> <p>計画地では、既に産業廃棄物の不法投棄がなされており、県の指導にもかかわらず撤去もなされていない状況である。</p> <p>さらに、当該地区では谷が覆土に被われ、雨が降るたびに流れ出し、災害の危険性や、飲料水、生活用水等にも支障が出ている。</p> <p>覆土の下には不法投棄がなされている可能性がある。豊かな緑、清き水を守り、災害のない安全で住みよい郷土を守るために、中間処理施設の許可に当たっては、下記のことに十分ご留意いただき慎重な取り扱いを求め、請願する。</p>	<p>1 請願に記載された事項の対応状況</p> <p>請願に記載された産業廃棄物の不適正処理に関する対応状況は次のとおりです。</p> <p>①不法投棄された産業廃棄物(汚泥)の撤去</p> <p>事業計画地近隣の白山町福田山地内の山林に放置されていた油分を含む汚泥等(フレキシブルコンテナバッグ16袋)については、土地所有者である㈱白鳥商事に対し、土地管理者の責任において撤去するよう要請したところ、平成20年4月22日までに全量が撤去されました。</p> <p>②周辺47haの区域における不法投棄の有無の確認</p> <p>47ha全域において掘削等による調査を行うことは困難なため、まず、住民の方への聴取やスカイパトロールにより、情報収集を行いました。</p> <p>その結果、不法投棄が疑われる具体的な情報は得られませんでしたが、今後も当該区域での不法投棄について情報収集等を続け、必要に応じて調査を行ってまいります。</p> <p>2 産業廃棄物中間処理施設の設置及び処理業の許可について</p> <p>①事前協議と中間処理施設の設置許可</p> <p>県産廃処理指導要綱に基づく事前協議の手続き終了後、産業廃棄物処理施設の設置について平成20年8月11日に許可をしました。</p>

		<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既に不法投棄されている産業廃棄物の撤去を早急に行うこと</p> <p>2 大矢知地区のようなことがおこらないように47haのなかで覆土されている全ての箇所で不法投棄がなされていないか確認すること</p>	<p>②中間処理業の許可</p> <p>地元自治会（竹原自治会連合会）と事業者は、平成20年12月25日付で「中間処理施設に関する協定書」を締結しました。これを受け、事業者から産業廃棄物処分業（中間処理）の許可申請書が提出され、県において申請内容を審査し、平成21年2月10日付で許可をしました。</p> <p>3 現状及び今後の対応</p> <p>当該事業所に対しては定期的に立入検査を実施していますが、現在のところ法違反にあたる行為は確認しておりません。</p> <p>今後とも産業廃棄物の適正処理が行われるよう、厳格な監視・指導を行ってまいります。</p> <p>また、事業所周辺の土地についても、廃棄物の不適正処理が行われることのないようあわせて監視をしていきます。</p>
--	--	---	---

5. RDF焼却・発電事業

1 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について

(1) RDF運営協議会「あり方検討作業部会」での協議状況

① 事業主体、継続に伴う費用負担について

平成22年6月2日に開催した第10回あり方検討作業部会において、次のとおり事業主体や費用負担のあり方について県の考え方を市町に示すとともに、今後必要となる経費を提示しました。

【県の考え方】

- a 事業主体については、密接に関係する費用負担と一体として検討する必要があること。
- b 県が事業主体となる場合には、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、受益者負担を原則とし、参画市町に負担していただく必要があること。

【今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円)

	継続に伴う維持管理費の増額分※1	改修費	外部処理費※2	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度)※3	1,887	495	84	720	3,136
10年継続の場合 (H29~38年度)※3	5,687	2,890	368	720	9,665

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額

※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用

※3 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年、H33年度～38年度:3万2千t/年

② 継続期間について

平成22年4月14日に開催したRDF運営協議会理事会において「平成29年度以降の継続期間について早急に結論を出すように努める」ことを確認したことを受け、第10回あり方検討作業部会において事業継続に必要な経費や県の考え方を示し、平成29年度以降の継続期間について、最終的な結論を早急に出すこととしました。

(2) 今後の対応

平成29年度以降の事業のあり方については、平成29年度以降も事業を継続していきたいという市町の意向を前提に、まず、事業継続期間については早急に結論を得られるよう議論を進めるとともに、継続に伴う費用は参画市町に負担していただくことなど県の考え方を理解を求めてまいります。

なお、残りの課題についても、概ね平成22年度末を目途に合意が得られるよう、引き続き市町と県が協力して取り組むこととします。

<参考>

【あり方検討作業部会等開催状況】

- 第1回あり方検討作業部会（平成20年12月25日）
 - ・部会構成の決定
 - ・RDF焼却・発電所の視察
 - ・検討課題等に対する意見交換
- 第2回あり方検討作業部会（平成21年3月27日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査業務委託の概要説明
 - ・平成29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題整理
- 第3回あり方検討作業部会（平成21年7月23日）
 - ・焼却・発電施設の維持管理費の現状の説明
 - ・作業部会の今後の進め方
- 第4回あり方検討作業部会（平成21年11月26日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査結果の概要説明
 - ・他処理方式の施設建設費用及びRDF運賃コストの説明
- 第5回あり方検討作業部会（平成21年12月25日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の精査
 - ・市町意向調査（アンケート）について
- 第6回あり方検討作業部会（平成22年1月28日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の検討
 - ・市町意向調査の結果について
- 第7回あり方検討作業部会（平成22年2月17日）
 - ・市町意向調査の取りまとめについて
 - ・RDF焼却・発電事業を継続する際の課題検討について
- 第8回あり方検討作業部会（平成22年3月19日）
 - ・平成21年度の取りまとめについての確認
- RDF運営協議会理事会（平成22年4月14日）
 - ・平成21年度のとりまとめについての確認
- 第9回あり方検討作業部会（平成22年4月28日）
 - ・平成21年度の協議経過についての説明
- 第10回あり方検討作業部会（平成22年6月2日）
 - ・事業主体と費用負担について県から考え方の提示
- 第11回あり方検討作業部会（平成22年6月末開催予定）

2 R D F 焼却・発電施設用地の取得について

(1) 現状

現在、桑名市多度力尾土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という）は、本年7月末の仮換地指定に向け全地権者への説明を行うなど、地権者からの同意を得る手続きを進めているところです。

また、現地においては河川の付け替え工事等が7月初旬から着手される予定です。

仮換地指定後、土地区画整理組合は、事業費用に充てるために保留地であるR D F 用地（県のR D F 焼却・発電施設用地^(注1) + 桑名広域清掃事業組合（以下「桑名広域」という）のR D F 化施設用地^(注2)）と工業団地用地を処分（売却）することとなり、桑名広域は同組合から保留地（R D F 用地）を購入することを要請され、更に、県は、桑名広域からR D F 焼却・発電施設用地（発電用地約3ha+共有地約6haの22%）を購入することを要請されています。

(2) 今後の予定

土地区画整理組合は土地鑑定評価や事業費を基に保留地の土地単価を決定することとなります。

今後、仮換地の指定や保留地の処分など土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、用地の取得時期や取得価格について桑名広域と調整し、今年度の補正予算への計上や土地取得の議案の上程について検討していきます。

(3) 将来の跡地活用

県のR D F 焼却・発電施設と桑名広域のR D F 化施設は一体的に整備されていること、また、当該用地は都市計画法上「ごみ処理場」と位置付けられていること等から、将来の有効な土地活用については、まずは、廃棄物・リサイクル分野での有効利用を基本に検討すべきと考えています。こうしたことから、今後桑名広域等と協議していきたいと考えています。

(4) 参考

- ・土地区画整理事業施行区域面積 約73ha
うち R D F 用地約11ha ※

※【R D F 用地の内訳】

- (注1) 発電用地約3ha+共有地約6haの22%
(注2) 桑名広域ごみ処理施設用地約2ha+共有地約6haの78%

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・土地区画整理事業施行期間 | 平成21年12月～平成25年度 |
| ・仮換地予定 | 平成22年7月末 |
| ・換地処分予定 | 平成24年度末 |
| ・登記予定 | 平成25年度 |

【用語解説】

○土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設が未整備の一定の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を保留地として売却して事業資金の一部に充てる事業制度です。

地権者においては、土地区画整理事業後の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設の整備や、土地の整地により利用価値の高い土地が得られます。

○仮換地

従前の土地について将来、換地として定められるべき土地の位置、地積等を仮に指定します。

○換地

区画整理では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の土地の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように土地の再配置を行います。このように、従前の土地に対して、新しく置き換えられた土地を換地といいます。換地には、従前の土地についての権利（所有権、地上権等）がそのまま移っていきます。換地は、換地処分という方法で原則として地区内において一斉に行われます。

平成22年4月14日
RDF運営協議会理事会確認

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、平成29年度以降継続する際の課題13項目中の①②③について、市町と県が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

なお、事業主体や費用負担等の残り10項目については、引き続き、「あり方検討作業部会」において協議を行い、概ね平成22年度末を目途に、RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について合意を得るよう市町と県が協力して取り組むこととする。

1 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

2 平成29年度以降の継続期間について

各製造団体においては、地元との立地協定などそれぞれの地域の状況から4年程度の継続を考えている団体や10年以上の継続を考えている団体がある。

のことから、各団体の意向を踏まえ、平成29年度以降の継続期間については、早急に結論を出すように努める。

3 継続期間中の離脱ルールについて

上記1及び2の意向を踏まえ、新たな枠組みでの離脱のルールについて、引き続き検討を行うこととする。

29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

(1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

三重県RDF運営協議会「あり方検討作業部会」意向調査結果

団体名	意向	継続期間
桑名広域清掃事業組合	継続したい	10年以上延長希望 理由：施設の長寿命化は、新たな施設を更新する場合と比較して、建設及び維持に係る総コストの低減をはかることができると考えるため。
伊賀市	継続したい	4年程度延長希望 理由：協定による施設稼働の期限が平成33年3月31日であるため。
香肌奥伊勢資源化広域連合	継続したい	4年程度延長希望 理由：当広域連合は、県のRDF化構想に基づいたRDF施設を整備するため、平成13年度から平成32年度の20年間の計画で建設地区の同意を得てRDF施設を整備し、現在に至っている状況である。 その当時、県からはRDF発電所の事業が15年間のモデル事業であることの説明もなくRDF事業が進んできた中、突然、平成19年度において平成29年度以降は県においてRDF焼却・発電事業は行わないとの提案があった。 この状況において当広域連合としては、県の提案する平成29年度以降のRDF事業への参加・継続という考え方とは違い、建設地区との協定による20年間の使用期限となる平成32年度までは当広域連合のRDF事業計画となっている。 このため、三重県下のRDF製造団体が存続する限りは、県において責任を持ってRDF焼却・発電事業を実施する義務があるものと考える。
志摩市	継続する考えはない	理由：平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合により建設される新施設にて処理する予定である。また、それまでに財政上の諸課題に対処するためと行政改革の一環として、他の施設に統廃合し、RDF施設を閉鎖するため準備中である。
紀北町	継続したい	理由：ごみ処理については、現在当町ではRDF処理施設以外の処理方法がないため、当面の間、三重県が主体となって運営していただきたい。
南牟婁清掃施設組合	継続したい	10年程度延長希望 ただし、29年度以降も県が事業主体となることが条件 理由：1. 29年度に建設費の起債償還が終了するが、すぐに新しい施設を建設することは難しい。 2. RDF化施設建設費に高額を投じているので、できる限り延命化させたい。

RDF焼却・発電施設維持管理費等に関する調査の概要について

1 調査目的

RDF焼却・発電事業の29年度以降のあり方を検討するための資料として、発電所施設（発電・焼却施設、RDF貯蔵施設、脱塩洗灰処理施設）の将来の維持管理費、改修費を推定する。

2 調査結果

現況から、平成29年度以降も運転を継続するために必要な費用等を推定した。

1) 改修費

3～5年延長の場合 約 5億円 (必要最小限の整備を実施)

10年延長の場合 約29億円 (大規模改修工事を実施)

2) 維持管理費

年間13億円程度 (現状は年間9億円程度)

3) 撤去費

約7億円

4) 運営上の留意点

- ・ 維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できるよう準備が必要である。
- ・ 改修中にRDFの外部処理が必要である。

3 委託調査先

(財) 日本環境衛生センター

6. 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況

1 認定リサイクル製品の使用・購入状況

平成21年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、使用実績があった事業者は42業者、購入金額 1,001,790,264円でした。

(三重県リサイクル製品利用推進条例第15条第2項に基づく報告)

三重県の使用・購入実績

(単位：千円)

	建設資材		農業資材 肥料等	物品等 その他	合計
	土砂類 (改良土、サンドクッシュン材など)	その他の (グレーチング、コンクリート二次製品など)			
21年度	(8事業者) 38,106	(30事業者) 962,415	実績なし	(4事業者) 1,269	(42事業者) 1,001,790
20年度	(10事業者) 120,162	(29事業者) 860,480	実績なし	(8事業者) 10,201	(47事業者) 990,843
19年度	(10事業者) 86,888	(25事業者) 988,145	実績なし	(11事業者) 14,378	(46事業者) 1,089,411
18年度	(9事業者) 86,152	(25事業者) 1,145,199	実績なし	(12事業者) 13,047	(46事業者) 1,244,398
17年度	(9事業者) 95,066	(29事業者) 1,520,361	(1事業者) 167	(9事業者) 16,980	(46事業者) 1,632,574
16年度	(8事業者) 64,524	(28事業者) 429,715	(4事業者) 5,691	(9事業者) 8,553	(46事業者) 508,483

一つの事業者で複数の区分の認定製品の販売実績があると、合計が一致しない場合があります。

(参考) リサイクル製品認定状況 (各年度末の認定数)

(単位：件数)

	建設資材		農業資材 肥料等	物品等 その他	合計 ()は事業者数
	土砂類 (改良土、サンドクッシュン材など)	その他の (グレーチング、コンクリート二次製品など)			
21年度	20	61	3	18	102(58)
20年度	16	73	3	19	111(56)
19年度	14	80	3	20	117(53)
18年度	16	76	2	29	123(58)
17年度	18	72	15	24	129(65)
16年度	20	67	16	22	125(65)

2 リサイクル製品認定制度にかかる平成21年度の取組

(1) 認定リサイクル制度の改正

平成21年2月に三重県議会において取りまとめられた、三重県リサイクル製品利用推進条例の運用についての申し入れなどに基づき、再生資源割合および県内割合の設定、安全性試験項目および頻度の見直し、肥料の安全性基準の見直し等の規則・要領の改正を行いました。

(2) 認定リサイクル製品等の安全性調査

土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等を対象として、県が製品サンプルを採取し、重金属の溶出試験による分析・検証を実施しました。調査を行った全ての製品について認定基準に適合していました。

(3) 認定リサイクル製品の利用拡大

三重の環境と森林のホームページへの掲載、建設技術フェアの展示ブースの出展等により、リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事においては、認定リサイクル製品を利用するための発注機関への説明会の開催や設計時のチェックリストによる確認を行うほか、使用材料調書の様式変更による使用もれの防止などにより認定リサイクル製品の利用拡大に努めました。

3 今後の対応

引き続き、リサイクル製品のサンプリング調査を行うことにより安全性の確認を行っていくとともに、県の公共工事等における優先的な使用など、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めてまいります。